

よくあるご質問について

Q 1. 休業要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

A 1. 石川県ホームページに対象となる施設を掲載しております。

Q 2. 令和2年4月21日から5月6日までのすべての期間において、休業しないと、協力金は支給されないのですか？

A 2. はい、令和2年4月21日から5月6日まで（休業要請期間）のすべての期間の休業にご協力いただいた場合が、支給対象になります。

Q 3. 飲食店の場合、どのような場合に対象となりますか？

A 3. 飲食店については、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛を要請しており、夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜20時までの枠の中に入る営業時間に短縮した場合は対象となります。

Q 4. もともと、朝5時から夜20時までの枠内の営業である飲食店は、支給対象となりますか？

A 4. 対象とはなりません。ただし、終日休業した場合は、対象となります。

Q 5. 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

A 5. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q 6. ショッピングモールにテナントとして入居していますが、要請に応じて休業した場合は、支給対象となりますか？

A 6. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している中小企業で、要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮にご協力した場合は、対象となります。ただし、施設によっては面積要件等がありますので、テナントごとに、どの「種類」にあたるかによりご判断ください。

Q 7. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は、対象となりますか？

A 7. 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象とはなりません。

Q 8. まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

A 8. 令和2年4月21日以前の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

Q 9. 個人事業主は対象となりますか？

A 9. 対象施設を運営しており、要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮に協力いただいた個人事業主は対象となります。

Q 10. 休業する店舗を2つ以上有する場合、協力金の支給額はどうなりますか？

A 10. 複数店舗を休業した場合でも加算措置はございません。
一律、中小企業（法人）50万円、個人事業主20万円です。